

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

広報みなみふらの

お知らせ版

2019. 1. 1

No. 416

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険制度の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険制度から支給されます。なお、対象者には申請書が北海道後期高齢者医療広域連合より送付され、手続きには町保健福祉課介護医療係への申請が必要になります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象になりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

(被保険者様が直接金融機関のATM等により操作をすることは、決してありません。

還付金詐欺等にはご注意ください)

◆自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		【課税所得 690万円以上】 212万円
			【課税所得 380万円以上】 141万円
			【課税所得 145万円以上】 67万円
1割	— 一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)または高齢福祉年金を受給している方

■医療費通知の送付について

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする医療費通知を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付しています。

発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	診療区分
平成30年1月	〇〇病院	医療外来	1	18,000	1,800			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合 計				230,000	23,000		11,490	5,400

※この通知は、皆様の受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。また、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、富良野税務署(☎22-2144)または役場税務係(☎52-2101)にお問い合わせください。

◆医療費通知の活用について

○医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。

○健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。

○診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

●問い合わせ先

保健福祉課介護医療係 ☎52-2211 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

育児講演会 子育てに役立つハーブのレシピ&ワークショップ

日時 平成31年1月24日(木) 10時30分から11時30分まで(受付10時から)

場所 町民体育館プレイルーム

講師 石田 佳奈子 (IFA認定アロマセラピスト&フランス農林省認定ハーブ生産者)
・講師のホームページ (<http://www.lienaroma.com>) もご覧ください。

定員 先着20名

申込み 平成31年1月18日(金)までに幾寅保育所・子育て支援センターへお申込みください。

託児 託児を行いますので、申込みの際にお知らせください。

○ワークショップ

・赤ちゃんとお母さんの全身に使える軟膏作り

●問い合わせ先：幾寅保育所 ☎52-2315 子育て支援センター ☎090-5985-4339

クロスカントリーコースの設営について

冬期間における町民皆さんの体づくりとスキー技術の向上のため、クロスカントリーコースを設営します。

設営場所 国設南ふらのスキー場横
(右図、1周約950m)

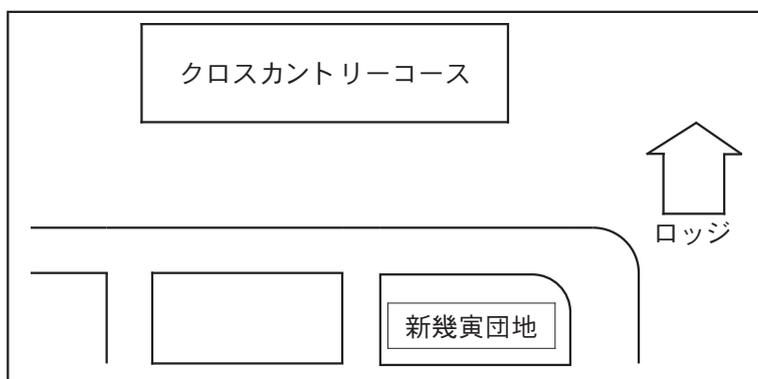
設営期間 平成31年1月7日(月)から
3月17日(日)まで

利用方法 ・利用無料、申込み不要です。

注意事項 コース内でのケガや事故は、
利用者の自己責任とします。

●問い合わせ先

教育委員会生涯学習係 ☎52-2145



電源立地地域対策交付金について

本町に金山ダム発電所(水力発電出力25000kw)があることにより、発電用施設周辺地域整備法の規定に基づき、毎年一定額の交付金が町に交付されています。

この交付金は、公共用施設整備など住民の利便性向上のための事業や地域活性化を目的とした事業に活用されています。

本年度は、次の事業に交付金が使われました。

【交付金総額 5,491,000円】 ○保育所運営事業(保育士人件費)

●問い合わせ先：企画課企画振興係 ☎52-2115

狩猟免許取得等奨励金に関するお知らせ

町では、有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、町民が有害鳥獣の駆除を行うため新たに狩猟免許等を取得した場合に、申請により負担した公的手数料の1/3に相当する額の奨励金を交付いたします。これまでは対象を農業者に限って運用してきましたが、今回の狩猟免許試験による免許等取得者から、全町民に適用範囲を拡大しました。

奨励金の交付にあたっては、狩猟免許等取得後初回更新までの3年間にわたり猟友会に入会して狩猟者登録を行い、町内で有害鳥獣の駆除に参画することが確実なことを条件にしています。

申請の時期は、第1種銃猟免許を取得した方は銃刀法に基づく猟銃等の所持の許可証交付を受けてから、わな猟免許のみを取得した方は鳥獣保護法に基づく狩猟免許の交付を受けてから、それぞれ6ヶ月以内です。

今回の旭川会場における狩猟免許試験は平成31年2月3日(日)に施行されますが(受験の申込みは平成31年1月18日(金)まで)、免許の取得を検討されている方で有害鳥獣の駆除に参画する意思のある方は、免許等取得後に奨励金の交付を申請することができますので、詳しくは産業課までお問い合わせ願います。

●問い合わせ先：産業課農政係 ☎52-2178

スノーモビル等の乗り入れ禁止について

スノーモビルを利用することで、樹木が傷ついたり、活動・冬眠中の動物に影響を与えたりすることが懸念されています。貴重な動植物の生息・生育環境を保全するため、次の場所でのスノーモビルの乗り入れは止めましょう。

- 大雪山国立公園の特別保護地区、特別地域内の車馬等乗り入れ規制区域
- 十勝川源流部原生自然環境保全地域
- 国有林や道有林など、乗り入れが認められない地域
- その他、国定公園や道立自然公園内等で乗り入れが規制されている地域、地元でスノーモビル乗り入れ自粛が行われている地域

※許可なく乗り入れ禁止及び規制区域に乗り入れると、以下の法律により罰せられます。

自然公園法：6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

自然環境保全法：1年以下の懲役または100万円以下の罰金

※パンフレット、規制区域図等は環境省東川自然保護官事務所にて配布しています。お気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ先：環境省東川自然保護官事務所 ☎0166 - 82 - 2527

いつでもどこでもスマホで申告！

平成31年1月から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、給与所得（年末調整済み）で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して所得税の確定申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

スマホで電子申告（e-Tax）をするには、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードが必要です。IDとパスワードの発行を希望される方は、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちの上、富良野税務署にお越しください。

●問い合わせ先：富良野税務署 ☎22 - 2144

「楽しい雪とあばれる雪」～暴風雪は危険がいっぱい～

北海道は1年の四季をはっきりしていて、冬には雪が降り積もります。私たちは雪が降ることでスキーなど、楽しく遊ぶことができますが、激しい風と一緒に降ってくる雪は時々大変な悪さをすることがあります。

平成25年3月2日には全道的に暴風雪となり、吹きだまりや局地的な大雪により9名の方が亡くなる痛ましい事故が発生しました。

このような被害をもたらす暴風雪は「強い冬型の気圧配置」と「発達した低気圧」のときに発生しやすくなっています。特に発達した低気圧の前兆として、前日に気温が高く温かいことが多くなります。これからの季節は、気温が高く天気の良い日、大荒れの前触れかもしれませんので、気象情報で天気を確認するよう心がけましょう。

○暴風雪の被害としては…

- ・吹き溜まり
- ・暴風や視界不良による歩行困難
- ・暴風による飛散物
- ・停電

などが考えられますので、目的にあった備えをしておきましょう。

○暴風雪に遭遇してしまうと…

- ・ホワイトアウトにより方向感覚がなくなり、自分の場所が分からなくなる
- ・車が動かなくなる
- ・むやみに移動すると更に危険となる場合がある

ので、助けを求めても救助が困難な場合が多くなることから、その場で自分自身の身を守ることになります。

一番の方策は外出を控えることですが、暴風雪に遭遇した場合はその場にとどまってやり過ごす、むやみに動かさずに天候が回復するまで待つことも方策の一つです。最新の気象情報を入手して、暴れる雪から身を守ってください。

●問い合わせ先：旭川地方気象台 ☎0166 - 32 - 7102

まちのカレンダー

2019

1

むつき
睦月

☆お忘れなく!☆

国民健康保険税 (第6期)
納期限は1月31日(木)です!

●総務課税務係 (☎ 52-2101)

	日	月	火	水	木	金	土
行事・保健	開催会場			16 出張支援センター [落多] 10:00→11:00 予防接種 [幾診] 11:30→12:00	17 1歳ぶっこ [地交] 10:00→11:00 千里大学 [みな] 10:00→ 乳幼児口腔健診 [みな] 13:00→	18 ふれあいルーム [地交] 9:30→12:00 13:00→16:00 乳幼児健診 [みな] 13:00→ 予防接種 [落診] 14:30→15:00	19 ちびっこスキー教室 [国設南ふらのスキー場] 9:30→11:30
	ごみ収集日						
	[A]～北落合・落合・東鹿越・金山・下金山地区 [B]～幾寅地区 リサイクル①～空き缶・古紙類 リサイクル②～ペットボトル・あきびん						
	[A] 生・プラ [B] プラ [B] リサイクル① [A] リサイクル①						
行事・保健	20 子ども会かるた大会 [みな] 9:00→	21 ふれあいルーム [地交] 9:30→12:00 13:00→16:00	22 ぶっこクラブ [地交] 9:30→11:30 予防接種 [金診] 15:00→15:30	23 マタニティ教室 [地交] 10:00→12:00 予防接種 [幾診] 11:30→12:00 こころの健康相談(要予約) [富保] 14:00→15:00	24 千里大学 [みな] 10:00→ 育児講演会 [町体] 10:30→11:30	25 ふれあいルーム [地交] 9:30→12:00 13:00→16:00 運転免許証更新時講習 [人材] 違反 13:00→ 予防接種 [落診] 14:30→15:00	26 町民スキー・スノーボード教室 [国設南ふらのスキー場] 9:30→11:30
	ごみ収集日	[A] 一般(可燃) [B] 生	[B] 一般(可燃)	[A] 生・プラ [B] プラ	[B] リサイクル②	[A] リサイクル②	
行事・保健	27	28 ふれあいルーム [地交] 9:30→12:00 13:00→16:00 沖縄県本部町親善交流 事業(～2月1日)	29 ぶっこクラブ [地交] 9:30→11:30 予防接種 [金診] 15:00→15:30	30 ふれあいルーム [地交] 9:30→12:00 13:00→16:00 予防接種 [幾診] 11:30→12:00	31 ふれあいルーム [地交] 9:30→12:00 13:00→16:00	夜間・休日の時間外急患はご連絡ください。できるだけ対応します。 ■金山診療所 ☎ 54-2301 ※金山診療所につながらない場合は、中村医師の携帯へ転送します。	
	ごみ収集日	[A] 一般(可燃) [B] 生	[B] 一般(可燃)	[A] 生・プラ [B] プラ	[A][B] 粗大		